

厚生委員会議案説明資料

令和6年12月11日

件名	頁
1 第134号議案 足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2

(福祉部)

第 1 3 4 号議案説明資料

令和 6 年 1 2 月 1 1 日

件 名	足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	福祉部 福祉管理課
内 容	<p>1 改正理由</p> <p>「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」および「災害弔慰金の支給等に関する法律」の一部が改正（※1、2）されたことに伴い、足立区災害弔慰金の支給等に関する条例で引用している上記政令等の条項を変更する必要があるため。</p> <p>※1 政令の一部改正 「第1条（政令で定める水道事業に類する事業）」を削り、第2条以降を繰り上げとする改正。</p> <p>※2 法律の一部改正 条文の追加により、「第13条（償還免除）」を「第14条」とする改正。</p> <p>2 改正概要</p> <p>条例中にある「東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する特例」の付則に定めた引用条項を改める。なお、内容の改正はない。</p> <p>(1) 付則第2項 「政令第14条第1項」を「政令第13条第1項」に改める。</p> <p>(2) 付則第3項 「法第13条第1項」を「法第14条第1項」に改める。 「政令第14条第7項」を「政令第13条第7項」に改める。</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日</p> <p>公布の日から施行する。</p>

足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

改正前	改正後
<p>○足立区災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年10月15日条例第29号</p> <p>第1条～第17条 省略</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。 (東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する特例)</p> <p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項 に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対 処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定 の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」と いう。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る 第13条第2項の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、 「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。</p> <p>3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第 15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定によ り読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定 によるものとする。</p>	<p>○足立区災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年10月15日条例第29号</p> <p>第1条～第17条 現行のとおり</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。 (東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する特例)</p> <p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項 に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対 処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定 の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」と いう。)第13条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る 第13条第2項の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、 「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。</p> <p>3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第 15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定によ り読み替えられた法第14条第1項及び平成23年特別令第13条第7項の規定 によるものとする。</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>